閲覧用

令和８年９月 25 日

第９回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和８年　第９回　農業委員会定例総会議事録

1.　開催日時　令和８年９月 25 日（金曜日）午前 10 時 00 分から

2.　開催場所　大河原町役場　２階　第１会議室

3.　出欠状況

○出席委員（農業委員９名・農地利用最適化推進委員６名　合計 15 名）

農業委員１	小笠原　良　一	農業委員２	角　田　真由美
農業委員３	鎌　田　美智雄	農業委員４	菅　野　正　信
農業委員５	佐　藤　富　男	農業委員６	庄　司　貞　良
農業委員７	鈴　木　　勉	農業委員８	松　井　誠　子
農業委員９	長　山　清　市		
推進委員１	坂　口　久　雄	推進委員２	鈴　木　利　弘
推進委員３	髙　橋　卓　也	推進委員４	長　山　　務
推進委員５	長　山　　恵	推進委員６	橋　本　康　範

○欠席委員　なし

○事務局出席者

事務局長	鈴　木　　浩	事務局次長	佐　藤　義　則
事務局係長	半　澤　壮　都	事務局主事	阿　部　智　也
中間管理事業マネージャー	大　宮　廣　昭		

4.　議事日程

○日程第１　会議録署名委員の指名

○日程第２　会期決定

○日程第３　議事

第１号議案　農地法第３条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第２号議案　農地法第５条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第３号議案　農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

○日程第４　報告

報告第１号　農地法第 18 条第６項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

5.　会議概要

午前 9 時 49 分　開会

○事務局長　　はい、皆さんおはようございます。(「おはようございます。」の声あり。)

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。ご案内していた時間よりも前ではありますけども、皆様お集まりですので、只今より第 9 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしくお願いします。

○会　　長　　はい、皆さんおはようございます。(「おはようございます。」の声あり。)

大変忙しいところご苦労様です。いくら農家が忙しくてもやっぱり会議は会議ですから、今日もスピーディーにやりたいと思いますので、あまり余計な事は言わないで、早速ですけれども入りたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長　　今日は全員出席という事でございますので､農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会が成立している事をまずご報告致します。

最初に日程第 1「会議録署名委員の指名」ですが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項の規定に基づきまして、5 番委員の佐藤富男委員と 6 番の庄司貞良委員にお願い致します。よろしくお願いします。

それから次に日程第 2「会期の決定」でございますが、本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮り致します。(「はい。」の声あり。)

はい、大変ありがとうございます。本日 1 日と決定させて頂きます。

続いて日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第 1 号から第 3 号、そして報告事項となっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 を上程致します。また譲受人が同じですので、進行番号 2 も併せて上程致します。よろしくお願い致します。では事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1・西部地区。申請地と致しましては、福田字打越。地目台帳及び現況が田。面積が 949 ㎡となっております。その外 5 筆ございまして、合計田 1 筆・畑 5 筆、5,276 ㎡です。理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売渡す。譲受人当該土地を譲受け果樹園とし、新規参入する。権利の設定と致しましては所有権移転です。対価総額と致しまして 3,000,000 円、10 アール当たり 568,613 円となっております。移転時期と致しましては許可後となっています。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。

続きまして進行番号 2 同じく西部地区。申請地と致しましては、福田字打越。地目台帳及び現況が畑。面積は 41 ㎡となっております。その外 1 筆ございまして、合計畑 2 筆、505 ㎡。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売渡す。譲受人当該土地を譲受け

果樹園とし、新規参入する。移転の別としましては所有権移転です。対価総額が 800,000 円、10 アール当たり 1,584,158 円となっております。移転の時期としましては許可後となっております。譲受人の農業経営状況は進行番号 1 と同様ですので、こちらの方は省略させて頂きます。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、坂口委員。

○坂口久雄委員　はい、おはようございます。申請人はいま事務局が説明した通りで、省略させて頂きます。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通り新規参入でございます。耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題ないと思われます。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は梅で、取得面積からみて当該農地を十分活用できる範囲と思います。また周辺は畑で、果樹栽培に支障はないと思われます。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当致しません。また信託の引き受けによる権利の取得でもありません。4、意見について。譲受人は農業に積極的な新規参入で、年齢も比較的若く今後も期待されますので、皆様ご審議の程よろしくお願い致します。進行番号 2 番に関しても耕作者が一緒なので、こちらの方は省略させて頂きます。以上よろしくお願い致します。

○議　　長　　はい、担当委員の説明が終わりました。はい、事務局から補足説明があるそうなのでお願い致します。

○事務局係長　はい。私の方から補足で説明させて頂きます。皆さん金額の部分を見て気づいたかと思いますが、こちら当初資材置き場で計画が為されていた様でして、金銭のやり取りを先にしてしまったと、宅地並みの金額でのやり取りがされてしまっている状況です。こちらの方は、うちの方で「農用地になりますので、農地としてしか使えません。」と指導させて頂きまして、譲受人に理解して頂いて、「農地として自家消費使用の梅として耕作します。」という事で、話をして頂いたところになりますので、よろしくお願い致します。

○議　　長　　はい。ただいま事務局の方から説明の方がございましたけど、皆さんの方から質疑のある方は挙手でお願い致します。はい、角田委員。

○角田真由美委員　はい。資材置き場にしようと思ってだめだから、果樹園でという事でしたが、5 反 7 畝くらいですか？それを自家用消費の梅って大丈夫なのって、管理機くらいしかないですよね。梅だって消毒とか色々あるでしょうし、大丈夫なのかな？それで金額的に結局払ってしまってからって話でしたが、この金額ってドンと出されると、次にその取引をする人がとても困ると思います。だからどうなのかなってちょっと思ったので質問しました。

○議　　長　　はい。いま角田委員の方からこういう質問が出ましたけど、はい、佐藤富男委員。

○佐藤富男委員　はい。2・3 年前に一度資材置き場で農業委員会に掛かったと思うのですが、今申請が出ているのが道路の西側の細長い部分で、そこは資材置き場として使われている状態で、その東側はこの前有害駆除でその辺周りましたけど、大分盛土をして何か埋めてあるかどうかは分かりませんが、大分地盤は上げてあるなって事は確認しました。それと何年か前に自宅がある隣に橋を掛けちゃった事もあったりしたので、ちょっと不安なところが残るかなと、農地に進入用のコンクリートで作っちゃったので。

○議　　長　　はい、半澤君。

○事務局係長　はい。今ありましたお話のなかで、まず機械の方ですが消毒用の機械とかそういった物はちょっと齋藤さんの方にお話しさせて頂いて、一応予定だと梅を 10 本程植えるってお話なので。

○角田真由美委員　5 反分に梅の木 10 本。

○事務局係長　土地の形が歪なのもあったので、予定では 10 本程度って話でした。次に金額のお話ですけど、毎年農業委員会の方で平均値を出していますが、こういった外れ値とかは抜く様にしております。適正といったらあれですけど、農地として売買された様な額だけを平均値として挙げているので、そこには反映してこないかなと思います。最後に佐藤委員からもありましたら通り、譲受人に問題があるのは確かにそうだとは思いますので、ここも密に話をさせて頂いて、「農地としてここは残していかないといけない。」って事を、説明していくしかないのかなとは思っております。

○議　　長　　はい、橋本委員。

○橋本康範委員　はい、単純にごめんなさい。分からないので伺いたい所が、この金額でやり取りしたというのは、要は農地としてのやり取りっていう事をここで認識しないうえで、もうこういう形での金額のやり取り自体は大丈夫なのですか？

○事務局係長　金額についてはこちらから示してはいないので、あくまで過去のやり取りの平均値を出しているだけ。そこから相対の金額のやり取りにはなってしまうので、そこの部分は問題ないのかなと思います。

○橋本康範委員　相対でやる場合は、それが農地であったとしても、合意の金額であれば互いに理解し合えれば、特にそういう問題はない。

○事務局係長　そうですね。

○議　　長　　はい、事務局。

○事務局次長　はい、私から。元々農振農用地って分からずにやり取りをしてしまった。それで農業委員会の事務局で入って、まず農地転用は出来ないから資材置き場は出来ないと、でももうお金のやり取りはしてある。この段階で相手が農地として使う、農地法の 3 条を使って新規就農って形で入るというところまでまとめまして、今この状態になっているところも、今後農業委員会の方でもここの所はある程度注意して見ていく所なので、対応をしていきたいと考えております。

○議　　長　　これ地元の坂口委員は？

○坂口久雄委員　南側の畑の部分はずっと何もされていない状態だったと思います。荒れ放題の状態だったのかなと、ただ北側だけは何か整地とまではいかないですけれども。荒れている所を畑という状況に持っていくのかなとは思っていました。

○髙橋卓也委員　これほ場整備の計画の中？外？

○坂口久雄委員　外。

○髙橋卓也委員　これってこの金額って換地の金額に関わってこない？売買の契約とかについて、もしあれだったらこれはそれから除外するとか何か。

○事務局次長　そうですね。通常とは違う形ですので、そこはほ場整備の方の担当の方と話をしたいと思います。

○髙橋卓也委員　この辺だと反当 5 万くらいでやり取りをしているので、一線は引かなければ。

○事務局次長　先ほどの平均値を出す時の考え方と同じ様な考え方は、ほ場整備担当の方としたいと思います。

○議　　長　　いや、私から言うのもおかしいのだけど、ここはさっき佐藤富男委員が言った様に、私もちょこちょこ通るので見ていました。荒れ放題の土地でこの金額はどうなのかなって思いますが、ただそういう風になっていって、周りも色々それにともなって開発が行われれば良いのかなって思ったりもしますけど。

皆さんあと何かないですか？一応挙がってこられてだめだとも言えないのでしょうから。皆さんの賛否を取りたいと思います。はい、鈴木委員。

○鈴木勉委員　梅を植えるって言ったけど、この面積に梅 10 本だよね。妥当な本数を指導して、その本数の梅を植えさせて、梅組合に加盟って事はないですけど、そういう風な目的を持って指導しないとただ植えられてもね。農業委員会としてもやればいいのかって思われても。

○議　　長　　そうだね。やっぱりこの面積だから 10 本くらいでは、到底形だけに見えるので、その辺の指導を、植えるなら植えていいけどもう少しね。やればいいって問題ではないからね。そういう条件付きで。

○事務局係長　適切な指導をして。

○鈴木勉委員　資材置き場は無理だろうけど、取りあえずそれも取っておいて。

○佐藤富男委員　資材置き場として使えないって事を守ってもらえるなら､梅 5 本だろうが 10 本だろうがそれは本人が管理する土地ですから。

○事務局次長　先ほどの梅の本数とか、適切な営農活動を行う事って形の条件を付けてというのが、表現的に丁度良い所かなと思います。

○鈴木勉委員　そうじゃないとなんだと思われるからね。

○議　　長　　そうだね。そういう条件付きという事で､賛否を取りたいと思います。よろしいですか？

（「はい。」の声あり。）

はい。鈴木勉委員からそういう提案がありましたので、条件付きで許可をするという事で賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、条件付きで許可という事でよろしくお願い致します。大変ありがとうございます。ではそういう事で許可相当と致します。ありがとうございました。

（※全部効率利用条件を達成するための梅の適切な栽培本数の検討、適正管理のための防除用の噴霧器等の確保をし、除草及び防除を定期的に行うことを条件に許可とした。）

次に第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 1 を上程します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい。第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 1・東部地区。申請地と致しましては、大谷字鷺沼入。地目台帳及び現況が田。面積が 2,185 ㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売渡す。譲受人当該土地を譲受け、会社の資材置場として使用する。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しまして資材置場 1,000 ㎡、重機置場 685 ㎡、従業員駐車場 500 ㎡となっております。工事期間と致しましては、許可日から令和 8 年 11 月 30 日まで。農地区分は第 2 種農地です。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員　はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は山崎公園の南側の山際で、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当なしです。5、意見について。特に問題個所はないと思いますので、ご審議の方よろしくお願いします。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。何か質疑のある方は、挙手でお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木勉委員　すいません、ここは開発行為の協議はなされるのでしょうか？企画財政でしょうけど。

○議　　長　　今この地区の？

○鈴木勉委員　うん、1,000 ㎡超えているから。

○議　　長　　それでは事務局、説明お願いします。

○事務局係長　資材置場になるので、掛からないはずです。以前も太陽光等で確認した際に、上物を置かなければ掛からないって話でした。

○議　　長　　いいのね。

○鈴木勉委員　隣の土地は八重樫工務店で前に買収した所だね。

○事務局係長　そうですね。

○鈴木勉委員　資材を置いていた所ね。

○事務局係長　同じ理由で 2・3 年前に転用済みの所です。

○鈴木勉委員　その他の部分をやるという事で。

○事務局係長　はい。

○鈴木勉委員　あまり下流の方田んぼ作っているからね。オイルとかそういうのは投げない様に、残土も捨て場でないから資材置き場だから、整地して資材置き場にするのかな？いま雑草結構生えているけど、盛土しないとだめだから。

○議　　長　　それではいいですか？ここは酷い所だからね。開発協議は今のところないという事でございます。その他ございませんか？（「なし。」の声あり。）

ない様ですのでこれから採決を致します。第 2 号議案の進行番号 1 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

続きまして進行番号 2 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい、進行番号 2・西部地区。申請地と致しましては、字新南。地目台帳が畑、現況が宅地。面積が 232 ㎡です。その外 2 筆ございまして、合計畑 3 筆、面積 695 ㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売渡す。譲受人当該土地を譲受け、居宅建築し販売する。移転の別としまして所有権移転です。施設概要と致しまして居宅 3 棟 328.5 ㎡、駐車場 12 台となっております。工事期間と致しましては、令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 7 月 30 日まで。農地区分が第 3 種農地です。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、髙橋委員。

○髙橋卓也委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。中部四号公園西側の住宅地と田んぼの境にあり、区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田んぼがありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ありませんか？（「ないです。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当とする事に致します。ありがとうございました。

続きまして進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい、進行番号 3・西部地区。申請地と致しましては、字新南。地目台帳が田、現況が畑。面積が3.19㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売渡す。譲受人当該土地を譲受け、居宅敷地を広げる。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しまして居宅敷地3.19㎡。工事期間が許可日から令和8年11月15日となっております。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、髙橋委員

○髙橋卓也委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原町役場の東側にあり、6 月の総会で承認された土地と住宅地の境の境界に当たり、何ら問題はありません。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事で、これから採決を致します。第2号議案の進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございました。

次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。進行番号1を上程致しますが、また賃借人が同じですので、進行番号2も併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい。第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達

する件」進行番号 1・西部地区。利用権の設定を受ける土地と致しましては、字西。地目台帳及び現況が田。面積が 1,023 ㎡となっております。その外 1 筆ございまして、合計田 2 筆、計 2,046 ㎡です。利用権の設定の内容と致しまして、利用権の種類が賃借権設定。内容が水田利活用。借賃支払い方法が金納反当あたり 10,000 円となっております。存続期間は、令和 8 年 12 月 1 日から令和 18 年 11 月 30 日までの 10 年間。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しまして、再設定となります。

続きまして進行番号 2・西部地区。利用権の設定を受ける土地と致しましては、字西。地目台帳及び現況が田。面積が 1,023 ㎡となっております。その外 5 筆ございまして、合計田 6 筆、面積が 6,140 ㎡です。利用権の設定の内容と致しましては、こちらも進行番号 1 と同様ですので省略させて頂きます。利用権の設定を受ける者の経営状況も、こちらも同様ですので省略させて頂きます。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、髙橋委員。

○髙橋卓也委員　はい、この案件は再設定案件ですので問題はありません。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が再設定という事でございませんという事で、皆さんの方から質疑のある方は挙手でお願い致します。(「なし。」の声あり。)

それでは質疑なしと認めまして、第 3 号議案の進行番号 1 と 2 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、ありがとうございました。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号 3 を上程致しますけれども、私に関連がありますので進行を交代させて頂きます。よろしくお願いします。(会長、退席。)

○会長職務代理者　はい、進行を交代します。進行番号 3 を上程します。また賃借人が同じため進行番号 4・5 も合わせて上程します。事務局お願いします。

○事務局主事　はい、進行番号 3・金ケ瀬地区。利用権設定をする土地と致しまして、金ケ瀬字新葉茂木。地目台帳及び現況が田。面積が 106 ㎡となっております。その外 4 筆ございまして、合計田 5 筆、面積が 1,976 ㎡です。利用権の設定の内容と致しまして、利用権の種類賃借権設定。内容が水田利活用。借賃支払い方法が金納反当 10,000 円となっております。存続期間が令和 8 年 12 月 1 日から令和 18 年 11 月 30 日の 10 年間です。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しまして再設定となっております。

続きまして進行番号 4・金ケ瀬地区。利用権設定をする土地と致しましては、堤字中。地目台帳及び現況が田。面積が 1,074 ㎡となっております。その外 8 筆ございまして、合計田 9 筆、面積が 6,366 ㎡です。利用権設定の内容と利用権の設定を受ける者の経営状況については、こちらも進行番号 3 と同様ですので省略させて頂きます。

続きまして進行番号 5・金ケ瀬地区。利用権設定をする土地と致しましては、金ケ瀬字沼西。地目台帳及び現況が田。面積が 832 ㎡となっております。その外 5 筆ございまして、合計田 5 筆、畑 1 筆、面積が 5,318 ㎡です。利用権設定の内容と利用権設定を受ける者の経営状況については、こちらも進行番号 4 と同様ですので省略させて頂きます。以上です。

○会長職務代理者　はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願いします。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。この3つの案件は再設定なので、問題はないと思います。皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○会長職務代理者　はい、担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第3号議案・進行番号3・4・5について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。第3号議案・進行番号3・4・5は許可相当とし、中間管理機構に進達する事に致します。それでは進行を会長に戻します。（会長、着席。）

○議　　長　はい、ありがとうございました。それでは続きまして進行番号6を上程します。また賃借人が同じため進行番号7も併せて上程します。事務局説明お願いします。

○事務局主事　はい、進行番号 6・金ケ瀬地区。利用権を設定する土地と致しましては、金ケ瀬字新紙敷。地目台帳及び現況が田。面積が2,993㎡となっております。その外1筆ございまして、合計田2筆、面積が5,995㎡です。利用権の設定の内容と致しまして、利用権の種類が賃借権設定。内容が普通畑利活用。借賃支払い方法で、金納反当あたり15,000円。存続期間が、令和8年12月1日から令和18年11月30日の10年間となっております。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しましては再設定案件となっております。

続きまして進行番号 7・金ケ瀬地区。利用権の設定をする土地と致しましては、金ケ瀬字新横町。地目台帳及び現況が田。面積が1,065㎡となっております。利用権設定の内容と利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、進行番号6と同様ですのでこちらも省略させて頂きます。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。この2つの案件も再設定なので、何ら問題ないと思います。皆様ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。再設定ですので、何もなしという事でございますが、皆様の方から質疑のある方の挙手を求めます。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい、ありがとうございます。質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第3号議案・進行番号6・7について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号8を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　進行番号 8・金ケ瀬地区。利用権設定をする土地と致しましては、金ケ瀬字新紙敷。地目台帳及び現況が田。面積が2,788㎡となっております。利用権の設定の内容と致しまして、利用権の種類賃借権設定。内容が水田利活用。借賃支払い方法と致しまして、金納反当あたり10,000円となっております。存続期間が、令和8年12月1日から令和18年11

月 30 日の 10 年間。利用権設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。備考と致しまして再設定案件となっております。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。この案件も再設定案件なので、何ら問題ないと思います。皆様ご審議方よろしくお願い致します。

○議　　長　はい、ありがとうございました。皆さんの方から質疑のある方、挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第 3 号議案・進行番号 8 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号 9 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい、進行番号 9・金ケ瀬地区。利用権設定をする土地と致しましては、金ケ瀬字新開東。地目台帳及び現況が田。面積が 382 ㎡となっております。その外 9 筆ございまして、合計田 10 筆、面積が 5,879 ㎡です。利用権設定の内容と致しまして、利用権の種類賃借権設定。内容が水田利活用です。借賃支払い方法としまして、金納反当あたり 10,000 円となっております。存続期間と致しましては、令和 8 年 12 月 1 日から令和 18 年 11 月 30 日の 10 年間です。利用権設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。備考と致しまして再設定案件となります。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。この案件も再設定案件なので、何ら問題はないと思います。皆様ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいまの件について質疑のある方は、挙手でお願いします。（「ありません。」の声あり。）

ございませんので、質疑なしと認めましてこれから採決を致します。第 3 号議案・進行番号 9 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございました。

次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号 1・金ケ瀬地区。該当地と致しましては、金ケ瀬字新開東。地目台帳及び現況が田。面積は 398 ㎡となっております。その外 3 筆ございまして、合計田 4 筆、面積は 2,450 ㎡です。農地法第 18 条第 1 項のただし書きに該当する理由と致しましては、双方の合意により解約する。農地の引き渡し時期が令和 8 年 3 月 31 日となっております。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ございませんという事でございますので、質疑なしと認めまして、これで報告第 1 号の進行番号 1 を終わりたいと思います。

本日の案件は全て終了しました。皆さんの方から何かございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ない様ですので、これで終わりたいと思います。

○事務局長　はい、会長どうもありがとうございました。それでは閉会の挨拶を庄司職務代理よりお願い致します。

○会長職務代理者　はい、今日はどうもご苦労様でした。会議を終わります。

（「ご苦労様でした。」の声あり。）

午前 11 時 20 分　閉会

令和８年９月25日の会議録署名委員

議　　長　　長　山　清　市　㊞

署名委員（５番委員）　佐　藤　富　男

署名委員（６番委員）　庄　司　貞　良

令和８年９月　第９回農業委員会定例総会　議事録（作成者：事務局）